

八幡浜市地域公共交通会議設置要綱

〔平成25年1月25日〕
制 定

改正 令和元年8月30日制定
令和4年1月26日制定

(目的)

第1条 八幡浜市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号・国鉄財第368号・国鉄業第102号・国自旅第240号・国海内第149号・国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する生活交通確保維持改善計画の作成に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における地域公共交通の在り方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (5) 生活交通確保維持改善計画の策定及び変更に関する事項
- (6) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (7) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (8) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、30人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客運送事業者
- (4) 一般社団法人愛媛県バス協会の代表
- (5) 一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会の代表
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 四国運輸局愛媛運輸支局長又はその指名する職員
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (9) 道路管理者又はその指名する者
- (10) 八幡浜警察署長又はその指名する者
- (11) 学識経験を有する者その他交通会議が必要と認める者
（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第5条 交通会議に次の役員を置き、定数及び選任方法は当該各号に定めるところによる。

(1) 会長及び副会長 各1人 委員の互選による。

(2) 監事 2人 委員のうちから、会長が指名する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

4 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（会議）

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開会することができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

5 会議は、原則として、公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費)

第8条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第9条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 会長は、第2条各号に掲げる業務について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、八幡浜市総務企画部政策推進課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年1月25日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に開かれる交通会議は、市長が招集する。

附 則 (令和元年8月30日制定)

この要綱は、令和元年8月30日から施行する。

附 則 (令和4年1月26日制定)

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。